

# 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第 32 号(平成 27 年 3 月 12 日認定決定)

## 四国総合信用株式会社(高松市)



認定マーク「くるみん」

企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

### 計画期間中の主な取組

◆労働者数 38人(うち女性 16人)

◆計画期間 平成25年2月1日から平成27年1月31日

#### [両立支援に関する制度]

- 育児短時間勤務制度と所定外労働免除の制度は小学校就学前までの子を養育する労働者を対象としています。
- 子の看護休暇をより利用しやすい制度とするために、時間単位で取得できるよう整備しました。

#### [年次有給休暇取得促進に向けての取組]

- イントラネットにより、夏季5日間・年末年始の有給休暇の計画的取得を呼びかけることで、会社全体での取得促進をはかっています。

#### [所定外労働削減に向けての取組み]

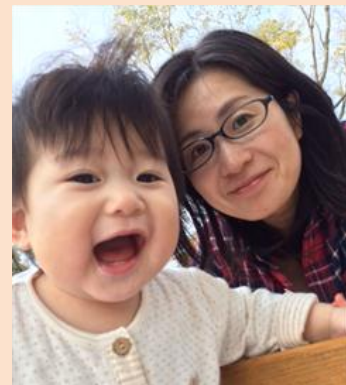
- 毎月第2水曜日をノー残業デーとして設定し、朝礼およびイントラネットにより周知、実施しました。また上長が率先して定時退社、部下に声掛けをすることにより、ノー残業デーの実施徹底をはかりました。

#### [育児休業等取得状況]

- 計画期間中の女性労働者の育児休業取得率は100%(2人中2人取得)で、男性労働者は1人が子の看護休暇を取得しました。

#### 企業からひとこと

仕事と家庭の両立の実現に向けた職場環境、制度の整備を行い、この度「くるみん認定」をいただきました。今後も明るく調和のとれた職場づくりを心がけ、職員が充実した毎日を過ごせるよう制度の普及に努めてまいります。



育児休業を取得した社員とお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ

<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>